

令和3年度 第3回北海道森林審議会

議 事 録

開催日時：令和4年2月8日（火）

14時00分～15時30分

開催方法：オンライン

会 場：第二水産ビル8階8A会議室

令和4年2月8日開催の北海道森林審議会の議事内容は、以下のとおり相違ありません。

令和4年3月23日

北海道森林審議会会長 小泉 章夫

令和3年度第3回「北海道森林審議会」議事録

1 日時及び場所

令和4年2月8日（火）14:00～15:30

オンライン開催（第二水産ビル8階8A会議室）

2 出席者

【委員】小泉会長 / 青山委員 / 有末委員 / 猪島委員 / 兼子委員 / 北村委員 / 中田委員
早川委員 / 前田委員 / 松永委員 / 山口加津子委員 / 山口信夫委員 / 吉田委員
（委員13名出席）

【道側】佐藤水産林務部長 / 黒澤水産林務部次長 / 岡嶋林務局長 / 野村森林環境局長 /
土屋森林計画担当局長 / 各課長・担当課長ほか（道側16名出席）

3 議事

（1）「北海道森林づくり基本計画」及び「道有林基本計画」の見直しについて

- ①「北海道森林づくり基本計画」の見直しについて
- ②「道有林基本計画」の見直しについて

（2）報告事項

- ①北海道森林吸収源対策推進計画について
- ②北の森づくり専門学院について

4 発言記録

（1）開会

○山口 企画調整担当課長

それでは、定刻となりましたので、ただいまから本年度第3回目の北海道森林審議会を開催いたします。

私、本日の司会を担当いたします。水産林務部総務課企画調整担当課長の山口でございます。どうぞよろしく願いいたします。開催にあたりまして、水産林務部長の佐藤からご挨拶申し上げます。

○佐藤 水産林務部長

水産林務部長の佐藤です。審議会の開催にあたりまして一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

小泉会長はじめ委員の皆様には、ご多忙の中ご出席をいただきまして感謝申し上げます。今年に入って、第6波となる新型コロナウイルスの感染が再拡大をしております。今回の審議会では委員の皆様にはオンラインでの参加をお願いしたところです。何かとご不便をおかけしますが、活発なご意見をいただければと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

さて、現在見直しを進めております北海道森林づくり基本計画と道有林基本計画につきまして

は、審議会で計画の骨子、そして素案をご審議いただいたところでございます。本日の審議会では、パブリックコメントや、委員の皆様をはじめ林業関係団体の皆様からいただいたご意見、さらには道議会におけるご議論などを踏まえて修正した計画の案をご審議いただくこととしております。

道としては、全国一の森林面積を有する本道におきまして、林業・木材産業がこれまで以上に地域の基幹産業として発展し、ゼロカーボン北海道の実現をはじめ、本道の豊かな森林が道民生活に貢献をしていくことができるよう、新たな計画に基づいて、コストの低減を図りながら計画的な森林の整備を進めるとともに、二酸化炭素の固定につながる道産木材の利用を促進するほか、広葉樹の育成と活用、木育の一層の推進など、重点的な取組を展開して、森林資源の循環利用の確立や、道民理解の醸成に向けて、スピード感を持って取り組む考えでございます。

今後、本日のご審議をもとに、審議会から知事に答申をいただきまして、3月末には計画を決定したいと考えております。委員の皆様には、それぞれご専門の立場から忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます、開会にあたっての挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いたします。

○山口 企画調整担当課長

次に、議事に先立ちまして、本会議の委員の出席状況についてご報告いたします。本日は委員15名中13名のご出席をいただいております。従いまして、定数の半数以上を満たしておりますので、「森林法施行細則」第18条の規定により、本会議が成立していることをご報告申し上げます。

続きまして、本日の配付資料の確認をさせていただきます。お配りしております資料の一覧表が次第の次でございます。皆様のお手元には資料1-1から1-3、資料2-1から2-4、資料3-1から3-4、資料4-1から4-2、資料5を配布してございます。配布資料に不足があった場合につきましては、申し訳ございませんが、会議画面で資料を共有いたしますので、そちらをご覧くださいいただければと思います。

よろしければ、これから審議に移らせていただきます。本会議につきましては、「森林法施行細則」第17条の規定によりまして、会長が議事を主宰することになっておりますので、これからの議事進行につきましては、小泉会長にお願いいたします。小泉会長よろしくお願いたします。

○小泉 会長 <北海道大学大学院農学研究院 元教授>

今日は私もオンラインでの参加ということで不手際が出てくるかもしれませんがどうぞよろしくお願いたします。事務局の方からもカバーしていただければと思います。

(2) 議事

<(1)「北海道森林づくり基本計画」及び「道有林基本計画」の見直しについて>

○小泉 会長 <北海道大学大学院農学研究院 元教授>

それではさっそくですが議事に入らせていただきます。議事の1番目は、「北海道森林づくり

基本計画」及び「道有林基本計画」の見直しでございますが、二つの基本計画の案について事務局からご説明いただき、委員の皆様からご意見をいただきたいと思っております。資料1から3について、事務局からご説明お願いいたします。

< ①「北海道森林づくり基本計画」の見直しについて >

○立原 総務課課長補佐

水産林務部総務課の立原と申します。

私の方から現在見直しを進めております北海道森林づくり基本計画（案）について、お手元の資料1、資料2によりご説明させていただきます。

<資料1-1 北海道森林づくり基本計画及び道有林基本計画見直しに係る検討経過について>

まず、資料1-1「森林づくり基本計画及び道有林基本計画見直しに係る検討経過について」という資料をご覧ください。

裏面になります。見直しに係る検討経過についてですが、昨年7月に開催されました本森林審議会の第1回目において、基本計画の骨子をお示しするとともに、10月には全振興局において、オンラインで地域意見交換会を実施しました。

11月には基本計画の素案として取りまとめ、審議会の委員の皆様へ意見照会するとともに、11月末から12月にかけて、道民意見提出手続き、いわゆるパブリックコメントを実施しまして、森林づくり基本計画については21名153件、道有林基本計画については45名167件のご意見をいただきました。

12月に、並行して北海道森林管理局様、在札関係団体様との意見交換を行いまして、第2回目となる本審議会でも、計画見直しの状況について報告を行ってまいりました。これらの意見を踏まえて本日、基本計画の案として審議会に報告し、ご審議いただきたいと思っております。

今後のスケジュールですが、審議会でご審議いただき、2月に答申をいただきましたら、3月の基本計画決定、公表に向けて進めてまいりたいと考えております。

<資料1-2 北海道森林づくり基本計画（素案）に対する道民意見の概要>

<資料1-3 道有林基本計画（素案）に対する道民意見の概要>

資料1-2をご覧ください。森林づくり基本計画に対する道民意見の概要の資料となっております。意見を踏まえて案を修正した部分については後ほどご説明させていただきますが、ここでは簡単にいただいた意見の概要についてご説明します。

1ページ目ですが、提出者については、林業・木材産業の関係の方々を中心に、市町村、消費者団体、個人などからも幅広くご意見をいただいております。また、内容としては、第1から第6まで、基本的な方針や計画の目標、施策の展開方向など、計画の各項目全般にわたりご意見をいただいております。

2ページ及び3ページは主な意見の内容となります。例えば、一番上の「第1」から「第3」までの意見をまとめた箇所の一つ目の「・」ですが、自然環境に配慮しつつ、多種多様な森林づくりを進めるべき、といった意見が、「第4 施策の展開方向」に関する意見として、一つ目の「・」ですが、森林資源の循環利用の推進については、適切な森林施業により、地球温暖化防止

に貢献すべき、といった意見が、また、同じ囲みの中の一番下の「・」ですが、国立競技場などにおける木材利用を契機として、道産木材の利用をさらに進めるべき、といった意見をいただいております。

3 ページでは、「木育の推進」の重点的な取組について、木育マイスターのネットワークづくりを支援すべき、また、企業と連携した木育の取り組みが広がりつつあり、積極的に推進すべき、といったご意見をいただいております。

資料1-3の道有林基本計画に対する道民意見の概要については、後ほど、道有林基本計画の見直しの中で、意見と対応についてご説明させていただきます。

＜資料2-1 北海道森林づくり基本計画（案）について＞

引き続きまして、資料2-1「北海道森林づくり基本計画（案）について」をご覧ください。

1 ページ及び2 ページの見開きで森林づくり基本計画（案）の概要の資料となっており、前回の審議会で素案についての概要をご説明しましたので、一部説明が重複する部分もございますが、簡単にご紹介いたします。

案の構成ですが、左上の「第1 計画策定の考え方」から順に、「第2」、「第3」、次のページ「第4 施策の展開方向」から右下の「第6」まで。素案から案になる過程においても、この構成自体は変わっておりません。

まず、1 ページ左上の「第1 計画策定の考え方」についてですが、計画期間は令和4年度から13年度の10年間で、5年ごとに計画の見直しを行うというところについても変わっておりません。

次に、左中段の「第2 森林づくりに関する基本的な方針」ですが、ここで森林づくりを取り巻く情勢と直面する課題をまとめております。6項目並んでいるうちの左上では、「本道の森林と期待される役割」として、昨年実施した道民意識調査の結果を基にして、道民が森林に期待する働きとして、地球温暖化防止や土砂崩れなどの災害防止についての期待が6割、水源かん養については5割など、公益的機能に大きな期待が寄せられているということについて、今回の案で新たに追加して整理をしております。

上段中は森林資源の状況です。林業・木材産業は、森林の資源を利用する産業ということになりますので、長期にわたって資源の推移を把握して育成を図っていくことが重要です。このため、人工林の蓄積が大きく増加していること、また、天然林についても一時期減少していた資源が回復しつつあり、しっかりと資源把握を行いながら育成をして、有効活用に取り組むことが必要であることを記載しております。

上段右は人工林資源についての状況です。本道の主要な人工林資源であるカラマツ・トドマツについては、一山型の資源構成となっております。計画的な伐採、そして着実な植林など、中長期的に資源を維持・管理すること、また、高齢級の資源を有効に活用して、森林の若返りと木材利用を一体的に推進していく必要があることを記載しております。

下段左では、道産建築材の需要が増加する中で、製材・合板等の利用は横ばいであり、現在の用途での利用促進に加えて、建築材などの供給力を強化していくこと、また、幅広い分野で需要を拡大していくことが必要という整理をしております。これら3項目については、これまでの議論を踏まえて前回説明したものと同様となっております。

下段中は、少子高齢化の進行と書いていますが、林業従事者が横ばいの中で特に造林の従事者が減少しており、人材確保が必要であるということを新たに追加して記載しております。

下段右は、企業等の関心の高まりとしていますが、これも素案と変更なく、木育マイスターや企業など多様な主体との連携を進めることが必要ということに記載しております。

その下の「計画の基本的な方針」についてですが、条例に定める森林づくりの基本理念、これを「3本柱」と呼んでいます。この3つの理念の実現のため、また、喫緊の課題の解決に向けて計画の実効性を高めるために、今回、新たに7つの「重点的な取組」というものを設定して、森林資源の循環利用と木育を一層推進していくこととしております。

次に、「第3 計画の目標」についてですが、こちらについても、これまで審議会でご意見をいただきながら素案として整理した内容と、指標の名称や目標値等について変えておりません。

このため、繰り返しの説明となりますが、左側の「地域の特性に応じた森林づくり」については、計画的な伐採と着実な植林を積極的に進めて育成単層林を維持するとともに、一部では針葉樹と広葉樹の混交した森林など、育成複層林への誘導を図ることとしています。

真ん中の「林業及び木材産業の健全な発展」については、効率的な施業が可能な森林では、資源の背景なども踏まえて、一層のコスト縮減に取り組み、産出される木材量を増加させるということに記載しております。木材の用途として、パルプ・エネルギー用が実績としては増加していますが、それだけではなく、製材・合板での利用も伸ばしていくこととし、具体的には、直近の実績446万立方メートルから540万立方メートルまで増加させることとしています。黄色の吹き出しで注釈を入れておりますが、用途別の内訳を参考値として今回新たに示すことで、より実効性の高い目標値としております。

右側は「道民との協働による森林づくり」ですが、「木育に取り組んでいる道民の割合」という指標を設定しております。これも前回ご説明しておりますが、多くの方に、木育がより身近なものになるようにということで、今回の計画から、「関心度」から「木育に取り組んでいる」割合に指標を変更しております。また、道民意識調査の結果が公表されたことから、今回の資料から、令和3年度の現状値を36パーセントに更新しております。

資料2ページの「第4 施策の展開方向」については、重点的な取組を「森林資源の循環利用」について6つ、それから「木育」について1つ、合わせて7つの重点的な取組を記載しております。これらは、計画の本文中では重点取組1つについて1ページを割り当て、それぞれ行動主体、取組内容、指標を記載しており取組の推進を図る考えとなっております。

この「重点的な取組」の内容については、素案の段階から施策として記載して皆様にお示ししておりますが、内容を後押しするご意見が多かったことから、前回の整理から大きく変更はしていないところです。ただし、重点取組④「森林づくりを担う人材の確保」については、記載を一部追加しておりますので、次のページでご説明したいと思います。

資料3ページからは、「パブリックコメント等の主な意見と対応」になります。

3ページ左上、1つ目、素案の第2の1「本道の森林づくりを取り巻く情勢」の課題の部分ですが、(2)のAの中で、「本道の主要な人工林資源であるカラマツ・トドマツは、中長期的な視点で資源の維持管理を進めることが必要であり・・・」、といった人工林の記載に続いて、「近い将来、人工林資源が一時的に減少すると予想されることから、利用可能な資源の多様化を図るため、近年資源が回復しつつある天然林や、人工林内に自生する広葉樹資源の活用に向けて検討を進め」というような記載がされておりました。

この箇所について、「針葉樹材と広葉樹材は用途が異なるが、今後見込まれる針葉樹材の減少を広葉樹材で補完するという考えか」というご意見や、「広葉樹資源の育成・活用を進めることは賛成であるが、人工林資源の伐採が進んで減少する分を天然材で埋めるような表現は誤解を招くのではないか」というご意見をいただきました。

こうしたご意見を踏まえ、将来的な人工林針葉樹の資源の減少を直接的に広葉樹資源で補う表現とはならないように修文することとしまして、右の欄に修正内容を示していますが、「カラマツ・トドマツは、中長期的な視点で資源を維持・管理することが課題となっています。」と記載した上で、「近年資源が回復しつつある天然林や、人工林内に自生する広葉樹資源の活用に向けて検討を進め、先進的な技術による資源把握に取り組むなど、」と記載を変更したいと考えております。

次に、同じページの下、2つ目ですが、素案の第2の1「本道の森林づくりを取り巻く情勢」の(1)のイの中で、森林資源の状況として、「林業・木材産業は森林資源を利用する産業であることから、」というような記載がございます。

この箇所について、「計画全体を通じて、林業・木材産業の発展に関する記載が多いと感じられる。条例の趣旨を踏まえ、森林の有する公益的機能の高度発揮を図る記載を充実させるべき。」というご意見や、「森林の有する公益的についてなども丁寧に記載すべきではないか。」といったご意見をいただいたところです。

こうしたご意見を踏まえ、森林の有する公益的機能の発揮の記載を追加することとしました。(1)のイの部分の最初に、「本道の森林と期待される役割」という項目を新設させていただき、森林面積等の記載や、「本道の森林には、二酸化炭素の吸収による地球温暖化の防止などの働きについて道民から大きな期待が寄せられている」という記載、先ほどの資料2-1の概要版に掲載した図表なども追加した上で、その後、「林業・木材産業を支える森林資源」として林業・木材産業の話が続けていくこととしております。

資料4ページになります。意見に対する対応の3つ目になりますが、森林づくりを担う人材の確保・定着の部分です。素案では、「本道では、道内外から幅広く森林づくり担う人材を確保することが必要です」といった表現がございました。

この箇所について、「人材の確保について、林業従事者の中でも特に造林や種苗生産の従事者は大きく減少しており、喫緊の課題であるため、造林・種苗生産の従事者を増やすことを明確に打ち出すべき。」というご意見や、「苗木生産の担い手不足は深刻であり危機感を持っている、省力化・機械化の取組も進めるが、苗木生産の従事者確保を強く打ち出すべき。」といったご意見がございました。

こうしたご意見を踏まえ、造林・種苗分野の担い手の不足・確保についての記載を追加することとしまして、具体的な修正内容を右の欄に示していますが、第2の1(2)のウという部分で、「特に担い手が不足している造林・種苗分野をはじめ、森林づくりを担う人材を確保することが必要です」というような記載を、また、第2の2(2)のエについても同様の記載を、さらに、第4の1、重点取組④についても、新たに「造林・種苗分野における担い手確保」という項目を追加し、「地域協議会などと連携し、地拵えや下刈り作業等の機械化などを通じ、軽量化を推進します」といった記載を追加することとしております。

最後に、重点取組⑦の木育についてですが、素案では、「企業等と連携し、若い世代も含めた多くの道民が参加しやすい木育活動を推進します」などと記載しております。

この部分について、「木育を通じて道産木材の利用促進を図ることが重要。大人の木育として正しい木材の知識を啓蒙することが、道産材を使用することにつながる」といったご意見や、「親子でセットにした木育活動が有効だ」というようなご意見がありました。

こうしたご意見を踏まえ、大人や親子を対象とした木育の推進について記載を充実させることとしまして、具体的には、第4の2の重点取組⑦において、「企業等と連携し、子どもから若い世代や大人まで多くの道民が参加しやすい木育活動を展開することにより、森林づくりへの参加や道産木材の利用を促進します」といった記載を追加するなど、木材・木育両方の記載を修正したいというふうに考えております。

以上、主な修正点について、少し駆け足ですがご報告いたしました。

<資料2-2 北海道森林づくり基本計画（素案）及び（案）対照表>

<資料2-3 北海道森林づくり基本計画（案）>

<資料2-4 北海道森林づくり基本計画（素案）に対する主な意見及び修正箇所>

資料2-2は新旧対照表、資料2-3が計画案の本文、それから資料2-4はパブコメや審議会委員の皆様からいただいた意見について対応方向を整理したものとなっております。この中で、意見を踏まえて修正した主なものについてはただ今ご説明したとおりとなっております。以上で、簡単ではありますが、説明を終了させていただきます。

○岩崎 道有林課長

道有林課長の岩崎と申します。道有林基本計画の案につきまして、お手元の資料3-1によりご説明申し上げます。

<資料3-1 道有林基本計画（案）について>

ページをめくっていただきまして、道有林基本計画（案）の概要についてであります。計画の素案について、12月の審議会でご報告させていただきましたので、ポイントを絞って説明させていただきます。

まず、「第1 計画策定の考え方」についてであります。本計画は、道が所有する森林である道有林の整備及び管理に関する基本方針などを示すものでございます。

次に、「第2 道有林の整備・管理に関する基本的な方針」についてであります。「1 取り巻く情勢と直面する課題」としまして、緑色の囲みで課題を示しておりますが、本道では、伐採対象となる人工林の減少が見込まれる一方で、天然林については、資源が回復しつつあることから、木材の安定供給が可能となるよう、人工林の計画的な整備とともに、広葉樹の育成を進める必要があります。すなわち、今まで人工林の針葉樹を主体とした森林づくりを進めてきましたが、これからは天然林の資源把握や広葉樹を育成する森林づくりを進めていくことが必要です。そこで、右側の「2 道有林の果たすべき役割」を道が直面する行政課題の解決に向けて、森林づくりを進めることとしているほか、将来にわたって、森林資源の保続が図れるよう、一つ目として、ICTを活用して、人工林に加え天然林の資源量を把握する新たな手法の確立。二つ目として、積極的な伐採・再造林、人工林の針広混交林化、活力ある天然林の育成を行う北海道らしい森林づくりの確立。三つ目として、広葉樹を有効に活用した地域への原木の供給に取り組むこととしております。

右上の黄色の吹き出しにありますように、こうした取組により、民有林の森林づくりを先導する旨、新たに本計画で記載し、道有林の役割を明確にしたところでございます。

次に「3 基本方針と重点的な取組事項」におきまして、ただいまご説明した果たすべき役割を踏まえまして、「森林の現況に応じた多様で先導的な森林づくり」と「資源や技術力を活用した地域貢献」を基本方針に位置づけております。

また、基本方針毎に、民有林を先導する取組を重点的な取組事項として設定し、「①森林の現況に応じた多様で先導的な森林づくり」では、ICTを活用した森林資源の把握、積極的な伐採・再造林、天然力を活用した森林づくり。右側の「②資源や技術力を活用した地域貢献」では、森林施業の低コスト化、省力化の推進、地域の木材需要を踏まえた原木の安定供給などに重点的に取り組むこととしております。

続きまして「4 計画の長期的目標」についてであります。計画の実効性を高めるため、今後の10年間を見通した「計画の長期的目標」を新たに設定しており、「①森林の現況に応じた多様で先導的な森林づくり」では、公益的機能の発揮が特に求められる森林において、針広混交林などの育成複層林の増加を図るため、目標の指標としまして、「育成単層林、育成複層林、天然生林別の森林面積」を設定し、令和13年度までに、育成複層林を9万1千ヘクタールに誘導することとしております。

「②資源や技術力を活用した地域貢献」では、地域の木材需要に対応し、供給力の強化を図るため、目標の指標として、「森林づくりに伴い産出される木材の量」を設定し、令和13年度までに59万5千立方メートルを目指すこととしております。

右ページにまいりまして、「第3 道有林の整備・管理に関する基本的な事項」についてであります。また、「1 森林の現況に応じた多様で先導的な森林づくり」では、「ICTを活用した森林資源の把握」として、航空レーザ計測などを活用した広範囲の森林資源の効率的な把握、「積極的な伐採・再造林」として、条件の良い人工林における計画的な伐採と再造林の推進、右側に行きまして、「天然力を活用した森林づくり」として、広葉樹と混交している人工林の針広混交林化などに取り組むこととしております。

下の「2 資源や技術力を活用した地域貢献」では、「森林施業の低コスト化・省力化の推進」としまして、下草刈りの省力化に向けて、カラマツ類のコンテナ苗の植林に取り組むほか、下に移りまして、「地域の木材需要を踏まえた原木の安定供給」として、地域の木材加工工場等との協定締結などによる原木の安定供給などに取り組むこととしております。

続きまして、次のページ、「パブリックコメント等の主な意見と対応」についてであります。また、「はじめ」におきまして、「ICTを活用して資源把握を進め、公益機能の発揮に配慮した森林づくりにより、広葉樹材の供給を進めるべき」といったご意見を踏まえまして、天然林の資源現況と森林づくりなどの記載を追加しております。

「第2 道有林の整備・管理に関する基本的な方針」におきまして、「天然力を活用した森林づくりについては拙速に行うことなく、時間をかけて取り組むべき」といったご意見踏まえて、内容を一部修正したほか、「公益的機能の発揮を図る森林づくりを進めるべき」といったご意見を踏まえまして、公益的機能の発揮を図る森林づくりについて、丁寧な説明に記載を改めたところでございます。

<資料3-2 道有林基本計画（素案）及び（案）対照表>

＜資料3-3 道有林基本計画（案）＞

＜資料3-4 道有林基本計画（素案）に対する主な意見及び修正箇所＞

添付しております資料3-2には、12月の審議会でご報告させていただいた素案と、今回お示しした案を比較して修正箇所がわかるようにしております。資料の3-3は案の本文、資料3-4はパブリックコメント等の主な意見とそれに対する修正内容となっておりますので、後ほどご参照をお願いいたします。以上が道有林基本計画の見直し内容でございます。

○小泉 会長 <北海道大学大学院農学研究院 元教授>

ご説明どうもありがとうございました。それぞれ森林づくり基本計画、道有林基本計画につきましては、去年、骨子及び素案について、委員の皆様、それから道民の皆様からいただいたご意見を踏まえて計画を修正し、本案の提案に至ったということだと思います。今のご説明は皆様からのご意見についてどのように対応したかという部分を中心に説明していただいたわけですが、それについてまた皆様からご意見をいただきたいと思っています。

なお、皆様からご意見のありました、用語が非常にわかりづらいということに関しましては、資料2-3の基本計画（案）の73ページ以降に資料として、用語解説ということで加えられています。

今回が答申前の最後の議論の機会になるかと思いますが、時間の目安としては15時10分ぐらいをめどにして議論をさせていただきたいと思っています。例によって、どなたからでも結構ですのご意見をお願いいたします。森林資源の循環利用は、各段階あると思いますがどの段階についてからでも結構です。いかがでしょうか。

○有末 委員 <北海道林業協会 会長>

ご説明にはありませんでしたが、私の方から、認証材、森林認証についてちょっとお話をしたいと思っています。認証取得の取組は平成16年ごろから道内でも進められておりますが、国際的な7つの基準に基づいて持続的な森林管理を実現する、すなわち、基本計画の説明でもあった「いかに森林を有効に利用し、森を育てていくか」ということが定められているのが森林認証制度であると私は理解しております。

これは国際的な制度であり、3つの認証機関がございますが、地域を代表して、森林組合でもこの認証制度に今盛んに取り組んでいるところであります。ただ、毎年、審査機関による確認行為などがあり、正直に言って、経費がかかっています。一方、大きな企業が、カーボンニュートラルということで、CO₂の削減に向けて森林認証を取得していきたいという流れにもなっているところです。そのような機会に、北海道として、森林認証への取組を進めてはどうかと私は思っております。森林認証については、私もまだ学ぶところがたくさんありますけれども、理解している中で少しお話をさせていただきました。

○小泉 会長 <北海道大学大学院農学研究院 元教授>

ありがとうございました。道の方からご回答いただけますでしょうか。

○岡嶋 林務局長

林務局長の岡嶋でございます。有末委員からご意見がありました森林認証についてですが、委

員からお話がありましたとおり、北海道における森林認証の取得は全国に先駆けて取組が進んできたところがございます。平成15年より、オホーツク、続いて上川、十勝、渡島などへ広がり、それから現在検討を進めている留萌などの各地域において、市町村、森林組合の皆さん、それから道有林と連携しながら、森林認証の取得を地域一体で進めているところがございます。

道としても、認証の取得に当たっては、地域の皆様のニーズを踏まえて、道有林での取得の検討を、また、森林認証の取得に向けた普及・PRという点では、各地域で講演会などを実施して、森林認証取得の重要性などの普及に取り組んできたところがございます。

現在、北海道の認証取得面積は全国の約6割を占めており、認証材を安定的に供給できる優位性があると認識しており、昨年開催された東京オリンピック・パラリンピックの施設については認証材を使うというような国際的な動きの中で、北海道の認証材が使われるように国あるいは関係機関にも働きかけなどを行いまして、これらの施設に北海道産カラマツなどの認証材が使われてきたという流れになっております。

道としても、森林認証の取得につきましては、持続的に森林経営を進めるという観点でも、地域材の販路拡大を進める上でも有効だと考えております。道産木材、HOKKAIDO WOODの普及に際しても、首都圏等で北海道の優位性についてPRしているところであり、こうした取組を地域の皆様の要望を踏まえて、これからも進めていきたいと思っております。

基本計画の案においては、資料2-3の27ページ、第4の1-1(1)オに「森林認証制度の普及」という項目を立てているほか、認証材という観点では36ページの上段、第4の1-3

(2)のウに「産地等の明確な道産木材・木製品の安定供給」として、森林認証制度や合法木材等証明制度を活用して道産木材・木製品の安定供給を促進するという趣旨を記載しており、しっかりと計画に位置付けているところです。ぜひ、森林組合の皆様をはじめ、業界の皆様と連携して道の取組を進めていきたいと思っておりますので、今後とも引き続きよろしく願いいたします。

○小泉 会長 <北海道大学大学院農学研究院 元教授>

基本計画(案)の27ページで森林認証制度の話、36ページで認証材について十分ではないのかもしれませんが触れているということでした。よろしいでしょうか。

○有末 委員 <北海道林業協会 会長>

はい、ご説明ありがとうございます。

○小泉 会長 <北海道大学大学院農学研究院 元教授>

他にご意見はいかがでしょうか。

○吉田 委員 <森林総合研究所北海道支所 支所長>

吉田です。北海道森林づくり基本計画について2点お尋ねします。

1点目ですが、資料2-2(素案と案の対照表)22ページに、「造林面積」を「植林面積」に修正したという記載があります。造林と植林は必ずしも同じ意味ではないと思いますし、資料2-3の用語解説75ページでも造林には植林と天然更新の2種類があると解説されています。重点取組指標①の数値は、純粋に人工林の植林によるものと理解してよいのでしょうか？

2点目ですが、同じく資料2-2（素案と案の対照表）48ページに、「企業等と連携した森林づくり」の「等」が加えられたということですが、この「等」に具体的には何が含まれているか教えてください。

○岡嶋 林務局長

林務局長の岡嶋でございます。1点目につきましては、素案の段階では目標値を「造林面積」としていたところを、案の段階では「植林面積」と修正させていただいております。委員のご指摘のとおり、「造林」は「植林」や「天然更新」を含む言葉であり、目標の1万3千ヘクタールは厳密には「植林」の面積であり「天然更新」の面積は含んでいないため、誤解の生じないよう、今回、「造林面積」から「植林面積」に修正させていただきました。

○野村 森林環境局長

森林環境局長の野村でございます。2点目のご質問についてですが、まずは環境保全に関心のある企業に積極的に働きかけ、モデル的に森林づくりを進めていただくということになりますが、その他にも、環境保全に今のところそれほど関心はなくても、北海道に協力的な企業、例えば「ほっかいどう応援団会議」の参加企業ですとか、包括連携協定の締結企業なども含め、幅広い企業に森林づくりを進めていただきたいと考えております。ここで「環境保全に関心のある企業」で止めてしまうと取組の対象を限定するような表現になってしまいますので、今、申し上げたような幅広い企業と連携したいということで「等」を付け加えさせていただきました。

○小泉 会長 <北海道大学大学院農学研究院 元教授>

「企業等」には企業以外も含まれるということになりますか？

○野村 森林環境局長

企業以外にも、例えば、生協などは協同組合ですので「等」に含まれると考えております。

○小泉 会長 <北海道大学大学院農学研究院 元教授>

わかりました。吉田委員いかがでしょうか。

○吉田 委員 <森林総合研究所北海道支所 支所長>

はい、わかりました。ありがとうございました。

○小泉 会長 <北海道大学大学院農学研究院 元教授>

他、ご意見、ご質問ありましたらお願いします。

○松永 委員 <(株)サトウ 代表取締役社長>

松永です。よろしくお願します。まず、森林づくり基本計画について、資料2-1の1ページ、第2の「人工林資源の林齢構成の偏り」では、カラマツもトドマツもかねてより資源の高齢化が進んでいるというのは資料のとおりだと思います。それを踏まえて第3の「林業及び木材産業の健全な発展」を見ると、令和23年度に向けた木材の出材量の増加が示されており、446万立方メートルから540万立方メートルへ、94万立方メートル増加すると示されています。

道有林基本計画についても、資料3-1の1ページ、第2の1の「道有林の人工林の齢級別面積の推移」の中で、平成23年度と現在（令和2年度）の間伐対象と主伐対象の森林の割合がかなり変わっているということが示されており、従来とはっきり違うのは、これらの高齢級林分について、今後、間伐から皆伐にシフトして木材を出していくということだと読み取れます。

私たち林産業の立場からコメントすると、令和23年に一気にこれが変わるのではないでしょうから、毎年どの程度皆伐へのシフトが進み、木材の出材量がどのように増えていくのかという点が少し見えづらいなということです。また、これまでの間伐主体から主伐主体になるということは、主伐に伴う再生林が増えるということに当然なるわけで、ご説明にもありましたが造林の担い手が少なくなっているという現状のままでは、増加する再生林に果たして対応できるのかと感じました。

要約しますと、出材量がどのように増加するのかということと、造材は機械化や効率化が進んでいますので、皆伐が優先されれば自然と増えてくるとは思います。再生林についてはこの限りではないだろうと考えられるので、それを踏まえた数値がもう少し見えるとよいのではないかと感じました。

○小泉 会長 <北海道大学大学院農学研究院 元教授>

ありがとうございました。林業の現状として、齢級構成がだんだん高齢化して行って、間伐や皆伐の状況が変わってくるということと、それに伴う担い手の問題もあり、その中で出材量が今後どのように変化し、その見通しはどうなっているか、ということかと思いますが、いかがでしょうか。

○岡嶋 林務局長

林務局長の岡嶋でございます。ご意見いただきました森林資源を踏まえた今後の出材の見通しについてですが、道としても、資料2-1の第2にある「人工林資源の林齢構成の偏り」は大きな課題であると認識し、今後、適切な伐採と植林を進めていかないと、高齢級がどんどん増えていくと懸念しているところです。

そのような中、今後どのような見通しを持っているかということですが、まず、齢級のシフトに伴い間伐から主伐が増えていくということになりますので、大径木で付加価値の高い製品を作るための体制を早急に構築する必要があると考えております。

また、資料2-1の第3の木材利用量の長期目標についてですが、現在の計画では600万立方メートルと見通してきたところですが、本年度第1回の審議会から、「人材の確保といった点でそこまでいけるのか」、「伐採に見合う植林をきちんと確保できるのか」というご意見を松永委員からいただいていたところ。それを踏まえ、計画案では、担い手の確保はもとより、スマート林業の推進による森林施業の効率化・省力化などの見通しなども勘案して、単純な伐採量の計画の積み上げである600万立方メートルではなく、540万立方メートルとしたところでございます。

伐採に見合う植林の確保については、先ほどの吉田委員からのご質問で植林面積の話がありましたが、齢級構成の偏りを平準化するとともに、540万立方メートルという令和23年度の木材利用量を現実的なものにしていくために、植林面積を1万3千ヘクタールまで増やすという目標にしております。この部分でも、スマート林業の展開や植林本数の低減など、植林面積の確保に向けた取組をしっかりと進めていく必要があると考えております。

道といたしましては、森林資源の循環利用を回していく取組を進め、540万立方メートルという将来的な産出量や、植林面積の確保を図ってまいりたいと思っております。必要となる担い手の確保についても、特に造林の人材確保が難しいとのご意見も踏まえ、先ほどの説明にもあったとおり、重点的な取組に位置付けて進めていきたいと思っております。

○小泉 会長 <北海道大学大学院農学研究院 元教授>

ありがとうございます。針葉樹人工林からの出材に関しては目標設定もされているところですが、北海道が抱える事情の一つとして、計画案でも取り上げられている広葉樹への転換という話もあります。吉田委員から以前ご指摘があったとおり、広葉樹は針葉樹と置き換えるものではありませんし、育成方法から考えても、広葉樹は造林して早い成長速度で回せるというものではないので、今ある資源を有効に、いかに細く長く使うかという利用方法を考えていくことも重要だと思えます。

今のご意見でも担い手の話が出てきましたが、担い手の確保・育成について、どなたかご質問・ご意見ないでしょうか。兼子委員、いかがですか。

○兼子 委員 <北海道地方森林林業木材関連産業労働組合連合会 執行委員長>

兼子でございます。造林の担い手を将来にわたって確保していくというのは、私も喫緊の課題だと思っています。私は労働組合の立場ですので、当然そこで働く方々の安全面も含めた労働条件の向上が必要だと考えていますが、それだけが課題ではないとも考えております。

例えば、機械化による軽労化については色々と検討されていることと承知しておりますが、森林施業を見直して軽労化を進められないか。端的に言うと、大型機械での地拵えの面積をもっと広げていく、植える苗木の本数を減らしていく、また、植えないようにするために天然更新木をどのように活用していくかというようなことも含め、今の段階でもすぐにできるような取組と、先々を見据えた取組の両方が必要だと思えます。

全体の就業者人口が減っている中で、林業の働き手を確保するためには、森林施業も見直していく必要があるということではないかと思えます。

○小泉 会長 <北海道大学大学院農学研究院 元教授>

ありがとうございます。担い手の育成・確保も重要だけれども、森林施業を見直して軽労化を進めることはできないか、というご意見かと思えますが、いかがでしょうか。

○岡嶋 林務局長

林務局長の岡嶋でございます。兼子委員からご意見のありました施業の軽労化につきまして、地拵えと植林の一体施業や、植林本数の低減などの取組を進めていく必要があると考えており、特に植林本数の低減については、先ほどご説明した植林面積の確保の点でも重要であると考えております。

特に、夏場に重い機械を背負っての作業となる下草刈りの労務負担が大きいという課題があり、そこを機械化するため、自走式あるいはリモコンで遠隔操作する機械などもメーカーでの開発が進んでいるところですので、それらの普及も進めながら、造林の人材確保につなげていきたいと考えております。

また、就労環境の改善という点では、例えば、チェーンソーが当たっても切れないチャップス

やアシストスーツの購入支援といった地道な取組を進めながら、労働安全の向上を図ってまいりたいと思っております。

担い手の確保は道としても大きな課題と考えておりますので、業界の皆様のご意見も踏まえながら、これらの取組を一体的に進めてまいりたいと考えております。

○小泉 会長 <北海道大学大学院農学研究院 元教授>

ありがとうございます。よろしいでしょうか。

さて、北海道、あるいは道有林の森林づくりということに関しては、市町村との連携も重要だと思えますが、そのようなお立場から、美深町長の山口委員から何かご意見ございましたらお願いいたします。

○山口信夫 委員 <美深町長>

はい。林道については計画案にも書いてあるとは思いますが、道有林の林道も荒れてきていますので、我々も努力いたしますけれども、予算の確保等も含めてよろしくお願ひしたいと思っております。

○岡嶋 林務局長

林務局長の岡嶋でございます。山口委員からご指摘のありました路網の整備につきましては、森林づくりを進める上での基盤づくりということで重要であると認識しております。

林業の持続的な発展に向けては、路網の整備と高性能林業機械の導入などを一体的に進めながら、森林整備と原木供給を行っていくことが不可欠であり、そのため、道としては、公共森林整備事業の予算をしっかりと確保しながら、市町村をはじめ地域の皆様の路網に対するニーズを踏まえ、計画的に路網を整備する必要があると考えておりますので、引き続き、国への働きかけなどを行っていきたいと考えております。

○小泉 会長 <北海道大学大学院農学研究院 元教授>

ありがとうございます。計画素案に関する道民意見を見ていると、公益的機能を取り上げている意見が多いと思いましたが、二酸化炭素の吸収源としての森林を活用すべきという意見もあったように思います。二酸化炭素吸収源としては、森林もそうですが、実はHWPと呼ばれる伐った木材の利用による炭素の貯蔵ということも非常に大きな公益的機能であると思えます。そういったことの理解や取組を進めるためには木育の視点も重要になってくると思えますが、木育については何かご意見、ご質問はございませんか。

以前、前田委員からは、木育について、教育・啓蒙の部分とビジネスの部分をはっきりと分けた施策も必要ではとのご意見もあったかと思いますが、前田委員から何かコメントございませんでしょうか。

○前田 委員 <(株)北海道ポットラック 代表取締役>

前田です。以前文章でご質問させていただいた部分ですとか、ご意見させていただいた部分は、いろいろ修正していただいて、今回頂いた資料は、すごくわかりやすいと思います。令和6年度からの森林環境税の課税を前に、SDGsにしてもゼロカーボンにしても、誰かがやってくれるものではなくて、一般の方、一人一人に関係があるという前提で、森林が一般の人にとって

も自分のことになるように、今回の基本計画についても、文章がわかりやすいものになっている必要があると私は思っています。

小泉会長に言っていたいただいた、木育の部分に関しては、北海道発祥というのはとても素晴らしいことではあると思うのですが、木育自体が狭義のものにならないようにしていただきたいと思っています。今はSDGsウォッシュという言葉があるくらい企業が17の目標を自分たちの活動に引っかけて、いろいろなことをPRしており、大きな企業が森林のことや造林に目を向けてくださるすごくいいチャンスだと思っているので、一般の親子を対象とした木育はそのまま続けながらも、これまで関心がなかった企業も取り込んで、北海道の木育を広げていただきたいと思っています。

○野村 森林環境局長

森林環境局長の野村でございます。ご意見ありがとうございます。前田委員からお話がありましたけども、まさにその通りだと思っております。木育については、今までの取組を尊重してまいりますが、企業の環境に対する関心が非常に高まっており、森林づくりや木材利用を合わせて企業にPRをして、木育活動に参加していただいて、木育の取組の輪を広げていきたいと考えております。教育活動と連携したような従前の木育についても、基本計画の中に位置付けておりますので、施策の方向性を区別して、それぞれどう進めるか考えながら、今後の木育を進めていきたいと思っております。

○小泉 会長 <北海道大学大学院農学研究院 元教授>

ありがとうございます。まだ時間がございますけれども、もう1、2点いかかでしょうか。

これも確か道民からの素案に対する意見だったと思いますが、漁業への配慮について、道有林基本計画、森林づくり基本計画のどちらかにあったと思いましたが、最後、いかかでしょう。漁業の立場からということで山口加津子委員から、もしご意見ございましたらお願いしたいと思えます。聞こえていますでしょうか、山口委員。ちょっとつながっていないようですので、他の方でも結構です。いかかでしょうか。

○猪島 委員 <北海道森林管理局長>

森林管理局の猪島です。どうもお世話になります。北海道森林づくり基本計画のパブコメに対する修正などについては、特に意見はなく、これでよろしいかと思えます。

北海道では、戦後植えた人工林が成熟し、約5割が利用期に達しておりますので、循環利用を進めるには、北海道森林づくり基本計画の7つの重点的取組が非常に重要だと考えております。特に、原木の生産を進める上での高性能林業機械の導入であるとか、製材工場の高性能化、すなわち、乾燥施設の導入、高品質材を安定的に供給できる仕組み、または、我々北海道森林管理局も取り組んでいきますけれども、サプライチェーンの構築について、皆さんと一緒になって、関係者で取り組んでいく必要があるかと思えます。特に、国のTPP関連や令和3年度補正の道庁の予算があるほか、昨年からのウッドショックで、道産材のトドマツ、カラマツの建築用材としての利用が全国的にも認識されておりますので、是非、ピンチをチャンスと捉えて、施設整備にも取り組んでいただきたいというお願いでございます。

○岡嶋 林務局長

ありがとうございます。林務局長の岡嶋でございます。今、猪島委員から頂いたご意見ですが、今後、道としてもゼロカーボン北海道の実現に向け、森林資源の循環利用を着実に進めていくということが基本になると思っています。

そういった面では、木材利用のお話でしたが、ウッドショックということで、昨年以來、アメリカ、ヨーロッパからの木材輸入量の減少により道産建築材への需要が高まり、今もその状況が続いています。その中で、委員からご意見のありました乾燥施設の整備については、輸入材と同等の品質の製品を安定的に供給してほしいという川下側からのリクエストを踏まえ、施設の整備を進めて乾燥材を出していくということになるわけですが、道内には、乾燥施設が整っている製材工場もちろんあるのですが、グリーン材を生産している工場も多々ございますので、すぐに乾燥施設を皆で導入して、道産建築材、乾燥材を急に増やしていくということは難しいでしょうし、今後、ニーズが本当に担保されていくのか不安視する業界の皆さんの声もありますので、しっかりとニーズを確保しながら施設整備を進めていく必要があると思っています。そういった中でも施設整備を是非進めたいという工場からの声もありましたので、今回の令和3年度補正予算で国に要望させていただいており、それらの事業などを活用し、施設整備を進めてまいります。

金銭的余裕があり、今がチャンスだと思って施設整備に取り組める工場もありますが、先ほど申したとおり急に増やしていくことは難しいので、短期的には、プレカット工場と製材工場のマッチングを進めているところでございます。具体的には、川下側のプレカットのニーズが、部材ごとにどれぐらいあるのか、トドマツ、カラマツそれぞれ、長さをはじめ、角材か板材か、どういものが輸入材の代替として欲しいのかというご意見も頂きながら、逆に製材工場からは、どういものを新たに供給していけるのかという調査を進めています。ただ、今は、既存の需要の部分での製材工場への注文が多く、新たな需要にすぐに対応するのは難しい状況ですけれども、長い目で見て安定需要を確保するという面では、川下のプレカットや建築サイドとしっかり手を握って、道産建築材、乾燥材の需要の確保をしていくことが重要と思っていますので、このような取組は続けてまいりたいと思っています。

特に、今後トドマツの原木供給が増えていく見通しであり、資源的にも国有林との連携はかなり重要と我々は認識をしております。いろいろ情報共有しながら、一緒に取組を進めさせていただきたいと思っており、今後とも引き続きよろしく願いいたします。

○小泉 会長 <北海道大学大学院農学研究院 元教授>

ありがとうございました。時間がかなり押してまいりました。全員からのご意見は頂けなかったですが、これまで皆さんにご議論いただいて、全体としては基本的に今回の案で適当なのではないかと聞いておりました。私も資料に目を通しましたが、二つの計画案はコンパクトに、目指す方向がよくまとめられているのではないかなと思っています。皆様から特に異論がなければ、概ね妥当であるとし、今日の皆様のご意見の中で、深掘りしていくべき点があれば、付帯意見として答申に盛り込んでいくことでまとめていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

特に、反対がないようですので、そのようにさせていただきたいと思います。答申は私が取りまとめるといってご一任いただいでよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。そ

れではそのようにさせていただきます。2月21日ごろを目処に、知事あてに答申をしたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。それでは議事の一つ目を、これで終了させていただきます。

< (2) 報告事項 >

< ① 北海道森林吸収源対策推進計画について >

○小泉 会長 <北海道大学大学院農学研究院 元教授>

続きまして、議事(2)「報告事項」に進みます。報告事項①として「北海道森林吸収源対策素員計画について」の説明をお願いいたします。

○渡邊 森林計画課長

森林計画課の渡邊でございます。北海道森林吸収源対策推進計画につきましては、昨年12月の第2回審議会におきまして、骨子案をご報告させていただいたところでございますが、皆様からいただいたご意見や道議会での議論などを踏まえまして、このたび素案を取りまとめましたので、お手元の資料4-1に基づき、ご報告いたします。

<資料4-1 北海道森林吸収源対策推進計画(素案)の概要>

<資料4-2 北海道森林吸収源対策推進計画(素案)>

まず、第1の「計画策定の考え方」についてですが、ゼロカーボン北海道の実現に積極的に貢献できるよう計画を見直すこととしまして、計画期間は、「北海道地球温暖化対策推進計画」との整合を図り、来年度から2030年度までとしております。

次に、第2の「現状と課題」についてですが、人工林の高齢化により現状のままでは森林吸収量は大幅に減少すること、吸収量の算定対象とならない手入れが行われていない人工林で間伐などの推進が必要であること、現計画で計上していない木材利用による炭素固定量、いわゆるHWPと呼んでおりますけども、これについて道独自の算定が必要なことなどを記載しております。

次に、第3の「計画の基本的な考え方」についてですが、伐採後の植林の割合が全国に比べ高いなど、本道の優位性を最大限に活かしまして、吸収量の維持・増加につながる道独自の対策を重点的に進め、我が国の脱炭素化を牽引するゼロカーボン北海道の実現に向けた森林づくりを推進することとしております。

次に第4の「計画の目標等」についてですが、国の森林吸収源対策を先導する「めざす姿」をお示するとともに、2030年の森林吸収量の目標を、2019年の実績840万二酸化炭素トンを上回る850万二酸化炭素トンに設定しております。

吸収量の目標値の算定の考え方につきましては、資料の裏面をご覧くださいと思います。資料の最下段になりますが、「国の森林吸収量目標の道シェア」という項目がございます、ここに675万二酸化炭素トンとありますが、これは過去6年間における吸収量実績の、全国に占める北海道の割合を、国の新たな目標値に乗じて出した参考値となります。

ところで、先ほども申し上げましたが、道では、これまで市町村と連携した再植林対策などに取り組んだ結果、伐採後に植林される割合は全国の3割に対して8割を超えるなど、森林の若返りが進みつつあります。

全国的に人工林の高齢化により吸収量の減少が見込まれておりますが、今後旺盛な成長時期を迎える若い森林の割合が比較的高い本道におきましては、全国に比べて、吸収量が減少する割合は低くなると想定されます。

そこで、年間の植林面積などの条件を現状のままと仮定した上で、2030年の森林資源量を推定しまして、その資源量から2030年の森林吸収量を算定いたしましたところ、736万二酸化炭素トンとなりまして、これは先ほど申しました過去実績による道シェア分の675万トンを、約61万トン上回っております。これを若返りなど、本道の優位性が反映されたものと考えております。

さらに、森林吸収量の維持増加に向けて、道独自の対策を検討いたしまして、資料中段にあります「道独自の対策による効果」のところですが、利用期の森林を伐採して再植林するペースを引き上げる年間植林面積の増や、苗木の増産による二酸化炭素吸収能力の高いクリーンラーチ植林の増加、手入れが行われていない森林での間伐などの実施による吸収量算定対象森林の拡大、ICT等を活用した森林調査の実施による森林成長量の的確な把握、また、木材利用による炭素固定量でありますHWPの吸収量として約28万二酸化炭素トンも新たに加えて、目標値を850万二酸化炭素トンと算定したところでございます。

再び表面の方にお戻りください。次に第5の「計画の展開方向」についてですが、森林吸収量の目標達成に向けまして、「活力ある森林づくり」、「道産木材の利用促進」、「企業等と連携した森林づくり」の重点的な取り組みについて、関連指標を設定し、推進することとしております。

最後に、第6の「推進体制」についてですが、市町村や企業などと連携して取り組む推進体制を整備することや、期待される役割などを記載しております。

以上が「北海道森林吸収源対策推進計画（素案）」の概要であります。素案の本編につきましては、資料4-2として添付してございますので、ご参照願います。

現在、2月1日からパブリックコメントを実施しております。パブリックコメントでいただきましたご意見や、委員の皆様からのご意見のほか、道議会でのご議論などをいただきながら、年度内を目途に計画の改定を進めてまいりたいと考えてございます。

○小泉 会長 <北海道大学大学院農学研究院 元教授>

ご説明ありがとうございました。北海道森林吸収源対策推進計画の素案について、特に目標値について内容を説明いただいたところです。これは報告事項ということですが、何かご質問があれば、いかがでしょうか。

○吉田 委員 <森林総合研究所北海道支所 支所長>

吉田ですが、よろしいでしょうか。森林吸収量目標の中に、HWPが含まれているということですが、資料4-1を見ますと、国では、算定方法を示していないので、計上していないということになっていきますけれど、こういった数値を北海道独自に算定して、国、あるいは世界的に認められるようなものなのではないでしょうか。教えていただければと思います。

○土屋 森林計画担当局長

森林計画担当局長の土屋でございます。今ご質問のございましたHWPですが、国ではHWPの算定方法を示していないと資料に記載させていただいておりますが、国際ルールに基づく

算定の仕方がいくつかございまして、私どもとしてはその中から、道総研の林産試験場と連携して、固定量を推計しているところでございます。

具体的には、家具や住宅などへの利用から、それが廃棄されるまでの期間、例えば半分程度が廃棄されるのは何年であるといったような数字、いわゆる半減期を基にいたしまして、固定量を推計しているところでございます。

国では、算定方法について公表はしておりませんが、北海道として、試験場と連携し、国際ルールに基づきまして、算定したということでございます。ちなみに、国の森林吸収量の計画量の中には、HWPとしての数字は計上されております。

○吉田 委員 <森林総合研究所北海道支所 支所長>

はいわかりました。ありがとうございました。

○小泉 会長 <北海道大学大学院農学研究院 元教授>

よろしいでしょうか。他にご質問がないようでしたら、次の報告に移らせていただきます。

<② 北の森づくり専門学院について>

○小泉 会長 <北海道大学大学院農学研究院 元教授>

次に、報告事項②の「北の森づくり専門学院について」のご説明をお願いいたします。

○山崎 林業振興担当課長

林業木材課林業振興担当課長の山崎でございます。私から、資料5に基づきまして、北の森づくり専門学院、通称北森カレッジにおける、3月に卒業する第1期生の就職内定状況と、4月に新たに入学する第3期生の入学試験の状況につきまして、昨年12月の第2回森林審議会においても報告させていただいたところですが、その後、現在までの状況について改めてご報告させていただきます。

<資料5 「北の森づくり専門学院」における第1期生の就職内定及び令和4年度入学試験の状況について>

初めに、資料の「1 第1期生の就職の内定状況」についてでございますが、北森カレッジでは、現在2年生となっております第1期生の着実な就業に向けまして、企業43社が参加していただいた就業ガイダンスや、教職員による企業訪問、生徒が就業をイメージできるインターンシップなどを行ってきておりまして、昨年の10月より採用試験の受験を開始し、これまでに1期生33名のうち28名が、森林組合や関係企業等25社から内定を受けているところでございます。

また、これまでに道内関係企業94社から求人が寄せられておりまして、引き続き、生徒の就職に対する意向を十分踏まえながら、一層就職の内定が得られるよう取り組んでまいります。

次に、資料の裏面になります「2 令和4年度入学試験の状況」についてでございますが、昨年10月に実施しました推薦入学試験で20名、11月に実施しました第1回の一般入学試験で17名、本年1月に実施しました第2回の一般入学試験で3名をそれぞれ合格といたしまして、これまでに定員を満たす40名を合格としたところでございます。合格者の居住地、経歴、年齢などの内訳につきましては、資料の下段の方に記載をしておりますので参考といただければと思

ます。

現在、第2回一般入学試験の合格者の方に対しまして、入学の意向確認を行っている状況でございます。今後、仮に、入学辞退があった場合には、3月に第3回の一般入学試験を実施し、定員の確保を図ってまいりたいと考えてございます。

以上で説明を終わりますが、引き続き、円滑な学校運営に取り組んでまいりますので、皆様のご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

○小泉 会長 <北海道大学大学院農学研究院 元教授>

ありがとうございます。北森カレッジの、今度卒業する1期生の就職状況、それから、3期生の入学確定の状況についてご説明いただきました。これについて皆さんの方から何か質問ございますか。はい、よろしいですね。ありがとうございます。

<(3)その他>

○小泉 会長 <北海道大学大学院農学研究院 元教授>

それでは以上で議事はすべて終了ですが、事務局の方から何かございますか。

○立原 総務課課長補佐

事務局の方から1点ご報告申し上げます。次回の審議会開催についてですが、少し先の話になりますが、今のところ7月頃を予定しております。なお、詳細な日程については委員の皆様と事前に調整しながら進めさせていただきます。

内容としましては、令和4年度の林務施策の課題、新しい基本計画に基づく取組、今後の展開方向などについてご審議いただくことを予定しております。どうぞよろしくお願いいたします。

○小泉 会長 <北海道大学大学院農学研究院 元教授>

ありがとうございました。それでは、これをもって本日の会議を終了させていただきます。長時間にわたりご審議いただき大変ありがとうございました。進行を事務局に戻します。

(3) 閉会

○山口 企画調整担当課長

小泉会長、大変ありがとうございました。閉会に当たりまして、水産林務部長の佐藤からご挨拶申し上げます。

○佐藤 水産林務部長

今日は長時間にわたりましてご審議をいただきまして、大変ありがとうございました。私から何点か、いただいたご意見に対してコメントさせていただければと思います。

松永委員からは、540万立方メートルという目標値についての数値化というお話がございました。これは、年度ごとにどれぐらいの径級の木材がどのように出てくるのか、というご質問だったと個人的には理解をしております。この540万立方メートルについては用途別にお示しており

まして、資源背景や伐採の性向、様々なものから机上で右肩上がりの数値を出しているところですが、道有林の基本計画の中では、これは自前の山ですので、どれぐらいの径級の木材が毎年どれぐらい出てくるのか、そういう移り変わりをしっかり精査して、必要に応じて、特に木材産業の関係の方にはご提供させていただく必要があるのではないかと考えております。そういうことも踏まえ、北海道全体での540万立方メートルに向けて、どのように伐採が推移していくのかということを改めて検証していかなければならないと考えております。いずれにしても、伐採後は植えるということが必須になっておりますので、特に道有林については、もう少し植えられれば伐採量も増えるということがあったかもしれませんが、現時点での着実な計画の達成に向けた数値としては、ご説明した数値でまずは進めていきたいと考えております。

有末委員からは森林認証のお話がありました。森林認証についての道のスタンスは、適切な森林管理を進めるという点と、認証材を使って消費者の環境意識を高め、付加価値の高い木材の流通を促進するという点、この2点が森林認証の意義と考えています。そこを外すことなく、将来は認証材の流通が一般的になるということを踏まえて、認証材の普及に取り組んでいくことが必要であると考えておりますので、皆様のご協力、ご理解もお願いしたいと考えております。

前田委員からは木育のお話がありましたが、私も全く同じことを考えております。木育は狭義にならないように、というのは本当におっしゃる通りだなと思います。これまで木育は、緑とか茶色とかいうように少し型をはめたような形で取り組んできました。それはそれで実績を残しながら今の姿があると思いますが、もう少し様々な力を借りて、道民理解の醸成につながるような運動論として木育を展開していくということが必要だと考えています。そうした意味では、やはり企業をはじめとして、興味のある方に幅広く協力していただけるような体制を作らなければいけないと考えておりますので、そのような内容も基本計画の中に書き込んだつもりでございまして、施策の展開をしっかりやっていかなければならないと考えております。

いずれにしても、本日のご議論でいただいたご意見を踏まえ、答申をいただくこととなりますけれども、基本計画の最終決定にあたりましては、答申内容を十分に反映させていただくとともに、基本計画に位置付けた施策を着実に推進していく考えでございまして。

委員の皆様には引き続き本道の森林づくりの推進、林業・木材産業の振興のためにご指導賜りますようお願い申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

○山口 企画調整担当課長

それでは、これを持ちまして、本日の北海道森林審議会を終了いたします。皆様、長時間にわたりまして、大変ありがとうございました。